

高齢社会をよくなる 女性の会会報

No.81 1995年8月発行
高齢社会をよくなる女性の会
東京都新宿区新宿2-9-1
第31宮庭マンション802号室
TEL.03-3356-3564
FAX.03-3355-6427
郵便振替 00100-0-79477

— 目 次 —

「あらたな介護システムに 関する要望書」提出	1
リレー・エッセイ⑤藤久ミネ	6
男・老いを語る⑤宮崎勇	7
本の紹介・事務局日より	8

'95年9月9日(土)・10日(日)
第14回「高齢社会をよくなる
女性の会」全国大会・金沢

申し込み受付中!

— お早めにお申し込みください —

六月九日・総会記念報告会で行った「介護の費用 負担に関するアンケート」をもとに 「あらたな公的介護システムに関する 要望書」提出

六月九日の「ドイツ公的介護保険最新事情」報告会で行った、「介護の費用負担に関するアンケート」の結果がまとまった。

回答者は、男性八・三%を含む三二二名。意見を直接に記述した人が半数を超える、という関心の高さであった。

「国民が何らかの形で介護のための財源を負担するべき」という意見が八七・八%。保険制度の導入については、五三・一%の人が賛成しているが、月額負担は四千元以下が六五・四%。専業主婦や、パートの配偶者控除を受けている人も負担すべき七三・七%、高齢者自身も負担すべき五六・一%、と低額で広く公平に負担することを求めている。

また、介護レベルを段階に分けるむずかしさに疑問を呈する人も多かった。現金給付より、介護のサービスを、と望む人が六二・八%。家族介護を否定する人が六一・九%、と介護が女性役割に

固定されることへの不安が強く出ている。しかし、「現状では現金給付もやむを得ない」という意見も四四・九%で、揺れる女性の気持ちを表わしている。

九三%の人が、介護の専門家の養成が急務と、マンパワーの不足を指摘している。記述式意見には、保険方式はサービスを受ける権利意識を高めるが、未加入者が多く出る懸念もある。税方式で、社会的責任の意識や、福祉への税の分配率を高めるべき、など、意見も多かった。

六月九日、アンケート結果と、要望書(四頁)を示して行った、厚生省の記者会見では、熱心な質問が続出。翌日各紙で報道された。

厚生省老人保健福祉審議会でも、二つの文書は大きく評価されたという。今後の審議への反映が期待される所だ。以下、アンケートの結果をふまえた、要望書を全文掲載する。(駒野陽子記)

厚生省老人保健福祉審議会委員各位

高齢社会をよくする女性の会

一九九五・七・一〇

あらたな公的介護システム に関する要望

— ローカル（老可留）コミュニティ、三つの原則、七つの要望 —

はじめに

私たちは、わが国の高齢社会の進展に対応するために、介護の社会的システム構築を意図する、政府の積極的な取り組みに賛成し、期待します。

人生五〇年社会においては、これまで介護は、家事の延長線上に、家族とくに女性の役割として、位置づけられていました。

今、高齢化・少子化がますます進むあらたな時代を迎えています。それは、くしくも、世界的に女性の活動が広がり、一九七五年国際婦人年、そして国連婦人

の二〇年、女子差別撤廃条約の批准、という世界的な女性運動の広がり、すなわち、男女の伝統的性別役割分業を是正し、男女の共同参画をすすめる潮流と重なっています。

私たちは、性差、年齢差をこえて、あらゆる人びとが人生の最終期を個性ゆたかに尊厳をもって迎えられることを心から願っています。超高齢化という未知の変革期を、よりよい社会をつくる絶好の機会と受け止め、勇気をもってチャレンジしたいと思い、ここに要望書をまとめました。高齢者の六割を占め、一人暮らし高齢者の八割を占め、家族介護者の八

割以上を占め、施設における看護・介護労働者の九割近くを占める女性の意見を十分汲み入れた公的介護システムの構築を希望します。

こうした点を踏まえて、私たちは、三つの原則、七つの要望を提出致します。

私たちが考える原則

あらたな介護システムの創造にあたり、つぎの三原則をあらゆる政策に具体化されることを要望します。

一、高齢者最優先の原則

新たなシステムは、高齢者本人の自己決定権を尊重し、高齢者が長年生きてきた人生の継続性を守り、残存能力を發揮しつつ、自立した個人として一生をまっとう出来る支援を望みます。何よりも高齢者自立支援のシステムであることを願っています。

新たなシステムの構築にあたっては、さまざまな既存の専門家集団や団体の利害が錯綜することもありますが、その際つねに介護を受け、自立しようとする

高齢者最優先の原則に立ち戻り、高齢者の人権を最優先にするように望みます。

二、家族における男女平等の原則

一九九四年の国際家族年における世界共通スローガンは『家族からはじまる小さなデモクラシー』（政府公訳）でありました。私たちは家族が普遍性を持つと同時に、多様性と可変性を持つことを踏まえ、現実の家族と高齢者にもっともふさわしい政策を立てることを望みます。その際、家族における責任の遂行において、男女の人権・平等がともに尊重され、女性の労働の権利、社会参加の権利と同時に、これまで比較的認識の薄かった男性の、家庭とりわけ介護責任について、十分考慮することを望みます。以上は、本年六月、政府が批准した『介護などの』家族的責任を持つ男女労働者』についてのILO一五六号条約の主旨にもかなうことであります。

三、住民参画と地方自治の原則

男女を問わず高齢期は、優れて地域と

関わり深く、地域に密着して生きる時期です。高齢者は要介護者としてのみ存在するのではなく、生涯一人の市民としてあらゆる場での活動に積極的に参加し、地域活性化をはかる人材として、尊重される必要があります。新介護システムにあつては、政府・地方自治体が、地域における決定を重んじること、さらに高齢者、介護体験者、各種の専門家、高齢者福祉に関心を持つ地域住民の、政策決定への参画が保障されることを望みます。

具体的な七つの要望

一、財源

高齢社会における介護の問題は新たに発生した問題であり、したがって新たな財源が必要であることは理解出来ます。現在の国民の老後不安のほとんどは、介護の問題にあります。倒れた時のきちんとした介護の保障があれば、ある程度の負担をする覚悟を、私たちは持っています。

ただし、『保険あつて、介護なし』とい

う状況にならないように、サービスの十分な供給体制を確立すること、制度の効率的運用によって、徴収した財源が介護そのものに向けられることを望みます。

税方式、保険方式において、それぞれ長短があり、十分に議論をつくしてください。現状においては、社会保険の可能性が高いと思われませんが、無保険、未加入者をなくすための方策が不可欠です。なお、保険方式をとる場合は、二一世紀を展望した保険制度として、従来の世帯型から個人型へ転換することを望みます。

二、人材

介護はなによりも介護を担う人の力量が問われます。介護を専門職として位置付け、養成に力を入れると共に、職業としての社会的評価をあげる待遇を望みます。介護体験者や定年退職男性を介護職につなげて、その能力を活用することも、社会的男女の平等につながると同時に、今後の介護人材不足を補うものと思いません。

高齢者と家族の心身の健康および生活

上の諸問題について、総合的に相談に乗り、かつ的確なアドバイスの出来る専門職を養成し、地域における窓口として位置づけることを望みます。

二、情報公開

新しい介護システムはこれまでの高齢者にたいする福祉・医療・保健の分野を改革する国民的課題です。したがってこれらに関わる情報が広く公開され、国民的議論を経て、より確かなシステムとなるよう、政府および関係者が積極的に情報を公開し、広く国民が意見を述べる機会を提供することを望みます。

四、施設の拡充

新しい公的介護システムは在宅を中心にしていきます。私たちも、老いに向かってこれまでの人生の継続性の上に、なれ親しんだ地域・家庭で生きたいと願っています。

しかし、女性の老いは、男性の老いとは大きく違う点があります。多くの女性は夫亡きあと単身で生きなければなりません。

その介護を担う子供世代は少子化しており、かつ女性も男性とともに職場に進出しています。さらに超高齢化社会にあつては、介護をになう子供世代の高齢化も進みます。したがって、いま老いを迎えたつある女性は、子供が自分の介護にかかりきりになれないことを熟知しています。さまざまな調査を見ると、女性は男性よりはるかに高く、家族外の社会的介護に期待を寄せています。こうした女性の立場からみても、公的介護システムの充実が、施設面にも向けられること、とくに長期滞在型施設を強く要望します。なお、量の拡充のみならず、ついでに棲家として、重度要介護者、痴呆性高齢者も含めて、個室を確保すること、同時に、施設が地域社会のなかに、少なくとも小学校区域にあつて、家族や親しい人びとの豊かなふれあいのなかで、人生のフィナーレを迎えられるよう望みます。

五、在宅サービス

在宅サービスの受け皿として、高齢者用の住宅整備・改造をさらにすすめて、高

齢者が自立しやすく、かつ介護を受けやすい住宅の提供を要望します。高齢期の生活自立を援助する機器はもとより、安全を守る緊急通報システムなども充実されることを望みます。

ホームヘルプサービスは、基本的に二十四時間三六五日体制として、利用者の必要性に応じた対応を希望します。かつ高齢期の健康を守る食事サービスなどの充実を図ってください。

在宅サービスは、とかく密室化しやすい家族介護を地域に開くよい機会です。高齢者・家族が介護の内容を理解し、選択出来るよう、介護におけるインフォームド・コンセントを実現し、高齢者・家族のための相談機関、第三者による苦情処理機関を作ることが、重要です。あくまでも高齢者の人権を守る視点から、在宅サービスの諸制度を整えると共に、成年後見制度の早期実現を希望します。

六、医療

現在の在宅介護においては、かかりつけ医の往診は不可欠であり、在宅医療ネッ

トワークを拡充すると共に、医療と福祉の連携をさらに強化することを望みます。

高齢者を総合的に診断し、治療や相談にあたりと共に、痴呆性高齢者に対する特別の配慮・指導の出来る医師、ソーシャルワーカーなどの養成を望みます。

医師・看護婦・保健婦などが地域、家庭における高齢者の生活を全体的に把握し、的確な医療保健業務を行えるよう、医療関係者養成の充実が求められます。

七、給付

ドイツの公的介護保険では現物給付と現金給付があり、日本の新たな制度でも現金給付の是非が論じられることが予想されます。私たちは、家族介護者が就労機会を奪われ、無償労働に従事している、いわゆる只働きが解消されることを切に願っています。

同時に、いくらかの現金と引き替えに、家族とくに女性の介護役割を固定化されることも恐れています。現金給付は場合によっては、家族介護をますます密室化させ、高齢者にとっては質の高い介護ど

ころか、この二三年明らかになってきた老人虐待を温存する危険さもあります。現に介護の苦勞を担っている家族に報いる道として、現金給付を緊急避難の意味で認めざるを得ない場合もあります。しかし何よりも、現物サービスの供給量と質の向上を図り、新ゴールドプランを見直すと共に、スーパーゴールドプランを実現することを望みます。



厚生省の記者会見で、熱心な質問にこたえる、左から駒野陽子氏、樋口恵子代表、金森トシエ氏。

御礼

阪神大震災では、多くの高齢者が亡くなりました。

当会の活動に深い関心と理解を寄せてくださった北野久子様は、自宅で罹災され、ご家族の願いの叶わず亡くなられました。

救援も思うに任せられない状況でのこと、ご無念はいかばかりかとお察し申し上げます。

そのような哀しみのなか、ご遺族は、久子様の六甲鶴寿園理事としてのご活動や当会への思いを大切に、お香典の一部五万円を当会へご寄付くださいました。

誠に有り難いこととお礼申し上げます。必ず有効に使わせていただきますことをお約束し、ご冥福をお祈りいたしたいと存じます。

声を届けたい

藤 久 ミ ネ



1934年新潟県生まれ。早稲田大学卒業。朝日放送ディレクター、テレビ朝日ニュースキャスターなどを経て、現在目白大学教授（マスコミ論）

五月、満九十歳に三か月を余して母が逝った。

完全な寝たきりにはならなかったが、この六年ほどのあいだ、二年毎に肺炎をくり返しながらか、そのたびに大股でガクンガクンと階段を降りていくように衰えていった。

いわゆるマダラ呆けが始まったのは、二度目の肺炎が治りかけた頃だ。もう帰宅したいと懇願しても、なかなか退院の許可が出ない。血液検査の結果、老人性白血病の疑いがあるから、骨髄液を調べようと医師。そして検査の夜から様子がおかしくなつて、急にトイレへも行けなくなつた。数日後、医師は言った。「おばあちゃん、急に元気がなくなつたね、やっぱり退院しようか」。骨髄液検査の結果を問うと、「白血球に異常はありますが、治すためには強い薬を使うから、ご老人には無理でしょう」。では何のための検査だったのか？ このときほど老年科を専門にする医師の必要性を痛感したことはない。退院後半年ほどで、かなり回復したが、

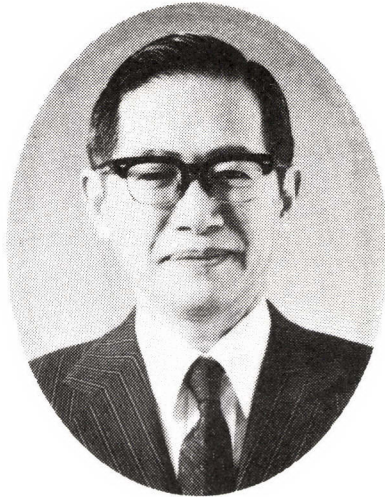
一人では外出できないし、聴力が低下したことも加わつて、時に対応がトントンカンになる。こうなると、地域の老人クラブは敬遠して近寄らない。横浜市のが区にはデイケアの施設は皆無である。

学区を保老区、育老区に……というわが会の永年の提言を区役所の窓口にかけてみたが、もちろん無い袖はふれぬという答えが返ってきた。さらに一年ほどして、ようやく週一回、ホームヘルパーが来てくれるようになったが、私の帰りを待ちわびて、終日、居間の椅子に座り続けていた丸い背が、今も目に浮かぶ。

昨年六月に初めて、隣の駅から車で二十分ほどの特養ホームにショートステイをお願いした。一週間後、床ずれができ、歩けなくなつて戻ってきた。オンブズマン制度の大切さが心にしみた。

わが会創設以来くり返してきたこうした提言や要請は、まだほとんど実現していないのが現状だ。これからも要求し続け、私たちの声を届けたい。

（今回は吉沢久子さんにリレーします）



みやぎ いさむ
宮崎 勇

“难老”を求めて

私たちは長い間「少年老い易く、学成り難し」と教えられてきた。若い日々はアツという間に過ぎる、精々勉強に励むべきだ、ということ、私も今になって後悔の念にかられながら、いい教訓だと思ふようになった。

しかし、この言葉（朱熹「偶成」）、意地悪くいえば、二つ問題がある。

その一つは、「少年老い易く」で、なぜ「少年少女老い易く」でないのか。少女（女）は老い易くないのか、それとも少女は学問をしないでもいいのか。いずれにしても、女性軽視の言葉ではないか。男女機会均等、共同参加の時代の今日では「少年少女老い易く」というべきであろう。

その二は、「老い易い」という言葉である。もっと逆の発想はないのか。先年、中国の山東省を訪れる機会があった。日本仏教とくに浄土宗、浄土真宗とゆかりの深い土地で、名刹の多い所である。同省の晋詞という町の寺で、面白い言葉「难老」(nánlǎo)（难は難）を見付けた。「难老の泉」があって、その水を飲めば長

生きでき、また「难老の堂」でお祈りをすれば長命が保証される、というのである。「老い易く」ではいけないのであって「老い難し」でなければならぬ、というわけだ。

もちろん、「少年老い易く」といわれた時代と比べれば、日本人の平均寿命は著しくのびた。男女とも今では世界一の長寿国である。また、健康状態についても、経済的事情においても国民皆年金、皆保険制度の整備もあって、余程改善をみせてきた。それでも、国民の九割が「老後に不安」を持ち、五割が「寝たきり」になつたらどうしようとの不安を抱えている。

「老い難し」というのは年齢や金銭の問題だけでない。生活全体として、「老い難い」環境がなければならぬ。「难老」への道はまだ遠いというべきか。

一九二三年生まれ。一九四七年経済安定本部（現経企庁）に入り八一年退官。現在大和総研理事長。老人保健福祉審議会会長。国民生活審議会会長等。

『高齢者のサービスニーズと消費者問題』

国民生活センター編

(中央法規出版刊・二八〇〇円)

意思能力の不十分な成人の自己決定権を尊重し、本人の必要な範囲で財産管理や日常生活を支えようという成年後見制度の論議が高まっています。この新たな制度は、高齢者の消費者としての側面を重視することが必要といえましょう。

なぜなら、高齢者の多くは意思能力が低下しても買い物や財産管理を自分で行っていますし、ホームヘルプやショートステイ、デイサービスといった「在宅三本柱」を購入し、生存を維持していく消費者であり続けるからです。

この本は「高齢者の生活実態調査」(対象は男女約千人)から、日常生活や財産管理の実態を男女別、家族形態別、収入別にとらえ、サービスニーズの特徴と充足の問題点を明らかにしています。そして自己決定権を尊重した在宅生活支援サービス供給システムの在り方と、高齢消費者の権利を護るための社会的対応の手がかりをさぐることを試みています。

『特養ホームで暮らすということ』

—ある主婦のあたたかな目で記した—

体験レポート—

本間郁子著

(あけび書房発行・一五〇〇円)

特別養護老人ホームは、私たちの「終のすみか」にふさわしい場所だろうか? 安心して親を委ね、自分も入ってみたいと思える場にするために、私たちは何をすべきなのか?

この本は、特養ホームでボランティア活動をする著者が、特養の住環境、職員の資質、医療体制、地域とのかかわり、運営方針において全国の特養ホーム七〇か所で聞き取り調査をして、現状と問題点を指摘し、今後の特養のあり方について提言したものです。

安心して暮らせる「終のすみか」が、一人でも多くの人の老後に保障されるためには、行政と連携を図りつつ、少しでも良い環境を築いていこうという住民の強い意思が、必要なのだということを痛感しています。

事務局だより

恒例の全国大会(金沢シンポジウム、九月九日・十日)のご案内チラシを同封しました。ご宿泊を伴わないお申込みは、東京事務局でも受けつけておりますので、どうぞご用命下さい。

*先の総会でお知らせしました東京シンポジウムは期日と会場が変更となりました。十二月五日(火)有楽町マリオンで行います。あの熱気が再びマリオンにて可能となりました。どうぞお楽しみに。

*九月のオープンハウスは二十五日(月)午前十一時〜午後四時です。他用のおついでに、新宿御苑前駅(丸の内線)徒歩一分の当会事務局へ、どうぞお立ち寄り下さい。

日ざしがガラガラしてきました。皆様どうぞ、この夏お健やかに、そして九月には金沢へのお越しをお待ち申し上げます。

(藤岡絹恵)